

# 「地上デジタル放送受信のための支援」

～地上デジタル放送受信機器購入等の支援～

## 実施マニュアル

(社会福祉事業施設様用)

平成21年10月 1日

総務省 地デジチューナー支援実施センター

○はじめに	・・・	P 1
1. 支援の実施体制	・・・	P 2
2. 支援の対象者	・・・	P 3
3. 支援の内容	・・・	P 4
4. 給付方法	・・・	P 6
5. 支援決定までの日数	・・・	P 8
6. 工事までの日数	・・・	P 8
7. 社会福祉事業施設長・職員のみなさまにお願いしたい事項	・・・	P 9

<参考> 各プロセスにおける留意点

1) 周知広報について	・・・	P 1 3
2) 支援申込書等の入手について	・・・	P 1 3
3) NHKの放送受信料全額免除申請について	・・・	P 1 4
4) 支援の申込について	・・・	P 1 5
5) NHKの放送受信料全額免除の確認について	・・・	P 1 7
6) 支援対象審査について	・・・	P 1 7
7) 工事内容確認・工事日決定について	・・・	P 1 8
8) 工事について	・・・	P 1 9
本支援に関する問合せ先	・・・	P 2 0

## はじめに

地上テレビジョン放送については、平成23年7月24日までに地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全移行することが予定されています。

この地上デジタル放送への完全移行にあたり必要となる、地上デジタル放送の受信機器等の購入等の経費については、視聴者の方々に自己負担いただくことを原則としています。

しかしながら、現在、地上テレビジョン放送は、災害情報も含め、生活に必要な情報を広く一般に提供しています。

そのため、総務省では、経済的な理由でデジタル化への移行経費が負担できず、これまで得られていた必要な情報を得られなくなるおそれのある世帯に対して、引き続き地上テレビジョン放送が視聴できるようにするための「受信機器購入等支援」（以下、「本支援」といいます。）を平成21年度から行うこととしました。

具体的には、地上デジタル放送受信のための、必要最低限の機器等として、お手持ちのアナログテレビにつなぐことで、地上デジタル放送が視聴できるようになる簡易なチューナーの無償給付等を行います。

この支援において具体的に対象となるのは、①社会福祉事業施設に入所されていて、自らテレビを持ち込んでいる世帯、②生活保護等の公的扶助を受けている世帯、③障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯であって、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯です。

社会福祉事業施設の皆さまには、入所者の方々への本支援の周知・広報、NHKの放送受信料全額免除事由の証明、本支援を希望する入所者の方々の支援の申込書等の取りまとめ・送付等についてご協力を賜りたいと考えています。

本支援の実施（開始）は、平成21年10月1日からとしております。

この実施マニュアルは平成21年度における本支援の概要、流れ等を要約したものです。

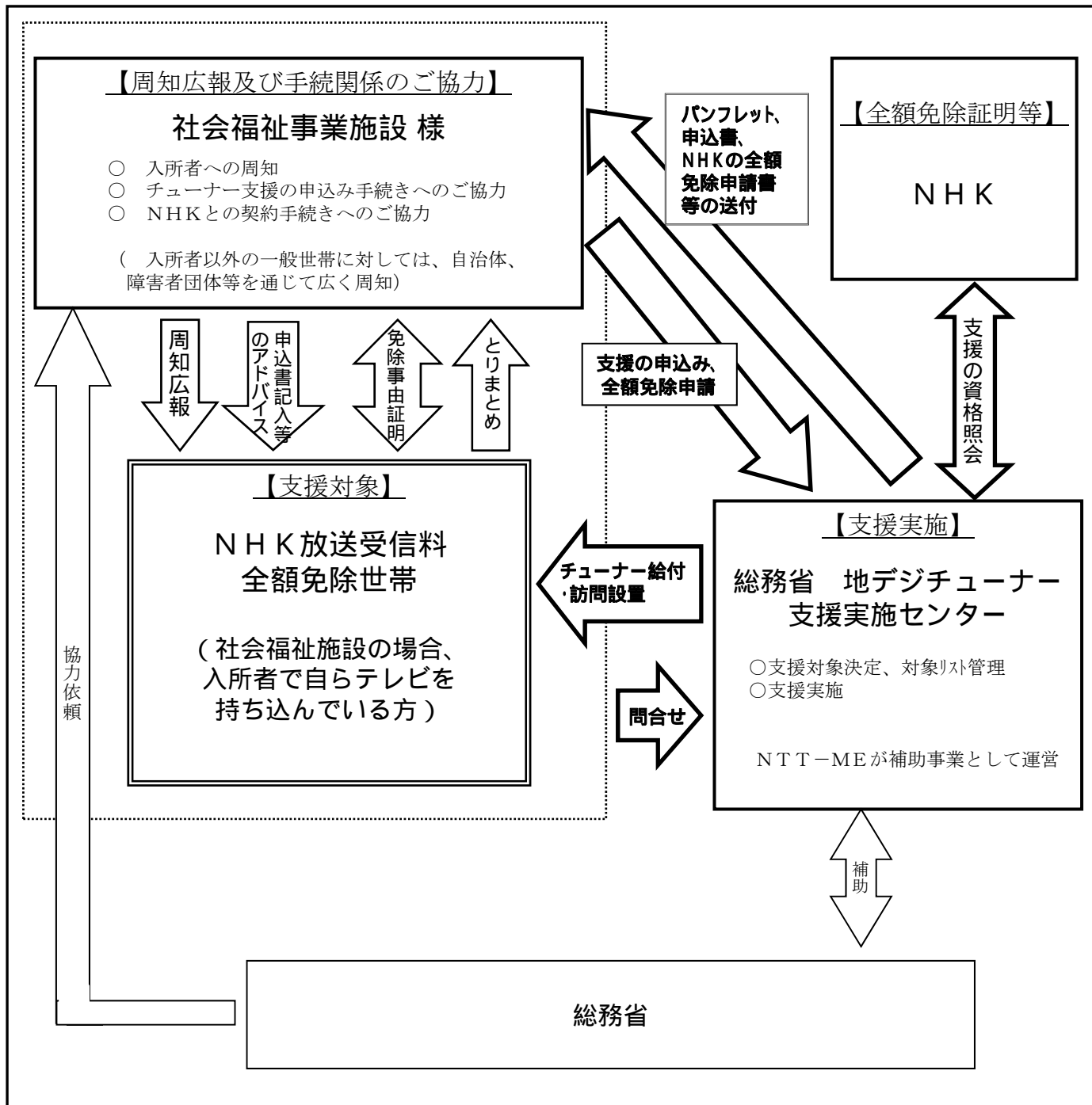
本マニュアルを通じて、社会福祉事業施設の皆さまに本支援の内容についてご理解いただき、本支援を必要とする貴施設の入所者の方々へのアドバイス等にお役立ていただきたいと思います。

平成21年10月1日以降に、本支援の申込みに関するパンフレット・支援の申込書等の必要部数を、本支援を担当する「総務省 地デジチューナー支援実施センター」までご連絡いただければ、必要部数を送付させていただきます。また、ご不明な点等ございましたら、同じく「総務省 地デジチューナー支援実施センター」までご連絡ください。

本マニュアルが貴施設における内部周知及び本支援を必要とされる貴施設の入所者の方々からの問合せ等に対する一助となれば幸いです。

# 1. 支援の実施体制

● 支援の実施体制は次のとおりです。



社会福祉事業施設の皆さまにおかれましては、貴施設における本支援に関する周知・支援の申込書の取りまとめ・支援の申込書の送付等についてご協力をお願いいたします。

また、必要に応じ、NHKの放送受信料全額免除に係る事由証明、証明済みの全額免除申請書を支援の申込書と添付しての申込み等についてご協力をお願いします。

## 2. 支援の対象者

NHKの放送受信料全額免除世帯であって、支援の申込み時点において地上デジタル放送が視聴できていない世帯が支援の対象です。

### ● 支援対象

NHKの放送受信料全額免除世帯（ ）であって、支援の申込み時点において地上デジタル放送が視聴できていない世帯（以下、「支援対象世帯」といいます）を支援対象としています。

- NHKの放送受信料全額免除世帯であっても、自ら地上デジタル放送対応受信機器等を購入する等により既に地上デジタル放送を視聴できている世帯は支援の対象としません。ただし、平成21年4月以降に共同受信施設やケーブルテレビの改修工事に関する経費負担を行い、現在、地上デジタル放送を視聴できている世帯は、対象となることがあります。

【P7 共同受信施設の改修が必要な場合・ケーブルテレビの改修が必要な場合 参照】

( ) 地上アナログ放送を視聴している以下の世帯で、全額免除の適用を受けた世帯

(1) 社会福祉事業施設入所者の世帯

社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所されていて、自らテレビを持ち込んでいる世帯

(2) 公的扶助受給者の世帯

①生活保護法に定める扶助を受けている世帯

②ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている世帯

③中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている世帯

(3) 市町村民税非課税の障がい者の世帯

世帯構成員のどなたかが、障がい者の手帳（身体障害者手帳（または判定書）、精神障害者保険福祉手帳）をお持ちで、世帯全員が市町村民税非課税の世帯



### ご注意ください！

- 本支援の対象はNHKの放送受信料全額免除世帯としていますので、上記の(1)～(3)に該当する世帯であってもNHKとの放送受信契約（以下、「受信契約」といいます）の締結や放送受信料全額免除申請（以下、「全額免除申請」といいます）がお済みでない世帯については、本支援の対象となりません。

- 全額免除申請については、市町村等で免除事由の証明をいただいておりますが、社会福祉事業施設入所者の方に対する免除事由については、施設長様により証明していただくこともできます。



NHKでは、平成21年10月1日から、入所していることを施設長様に証明していただける場合も免除を適用するよう取り扱いを変更しました。



必要な様式である「放送受信契約書兼放送受信料免除申請書（全額免除）」（以下、「全額免除申請書」といいます）は、お求めに応じて支援の申込書・パンフレット等と同封のうえ、送付させていただきます。

【P9 周知～支援の申込みについて 参照】

- 支援の申込みに当たっては、本支援の申込書と併せて全額免除申請書を施設長様にとりまとめていただき、総務省地デジチューナ支援実施センター（以下、「支援実施センター」という）に送付していただくことが必要です。




なお、市町村等で免除事由の証明を受けた場合など、施設長様のとりまとめを経ずに、入所者の方がNHKに全額免除申請を直接行ったのち、NHKから送付される全額免除証明書を支援の申込書（支援実施センターから別の申込書を取り寄せる必要があります）に添付して申込むことも可能です。

### 3. 支援の内容

- 地上デジタル放送を視聴するために必要な最低限度の機器（簡易なチューナー）を無償で給付します。（現物給付）
- 支援対象世帯の自室に自ら設置するアンテナの改修工事等が必要なときは、そのアンテナを無償で改修できることがあります（現物給付）。
- 支援対象世帯が共同受信施設やケーブルテレビの改修経費を負担するときは、支援対象世帯が負担する額に相当する額を給付できることがあります。
- 現在の受信方法と異なる受信方法に変更する必要があるときは、支援対象世帯が負担する額に相当する額を給付できることがあります。

#### ● 支援の内容

地上デジタル放送を視聴するために必要な最低限度の機器を無償で給付します。  
（現物給付）

 給付する機器等はテレビ1台分に対応するものです。複数のテレビを所有する場合であっても1台分の機器等を給付することとしています。


(1) 簡易なチューナーを1台無償で給付します。


(2) チューナー設置の他、以下の支援を行うことがあります。


①簡易なチューナーの設置のみで地上デジタル放送が視聴できないときは、支援対象世帯の自室に自ら設置するアンテナ（ベランダ設置の屋外アンテナ、屋内アンテナ等）を無償改修します（現物給付）。

②貴施設が共同受信施設を利用しているときであって、地上デジタル放送を視聴するためにその共同受信施設を改修するにあたり、支援対象世帯が改修経費の一部を負担しなければならないときは、支援対象世帯が負担する額に相当する額を給付します。

③貴施設がケーブルテレビを利用しているときであって、地上デジタル放送を視聴するためにそのケーブルテレビをデジタル化するにあたり、支援対象世帯が改修経費の一部を負担しなければならないときは、支援対象世帯が負担する額に相当する額を給付します。


 ケーブルテレビのケーブルとテレビを接続するセットトップボックス（STB）は、トランスモジュレーション方式のケーブルテレビの場合に限り支援の対象とします。

 上記②の共同受信施設の改修、または③のケーブルテレビの改修等で支援の対象になるのは、地上デジタル放送を視聴するための改修等に一時的に必要な費用のみです。ケーブルテレビの月会費等の経常的な経費は負担しません。

 この支援の対象は、支援対象世帯に限ります。食堂、レクリエーションルーム等にある施設共用のテレビは支援の対象外です。

### 3. 支援の内容（続き）

(3) 屋内アンテナを利用した視聴からケーブルテレビへの移行など、支援対象世帯において現在の受信方法（自室アンテナ利用、共同受信施設利用、ケーブルテレビ利用）と異なる受信方法に変更する明確かつ合理的な理由があるときは、支援対象世帯が選択した受信方法に則した一時的な経費負担分の給付（新設工事の経費、新規加入料等）を行います。

 本支援は必要最低限の支援であることから、例えば、ケーブルテレビを利用する場合、そのケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送以外のサービス（BS放送など）を提供していても、地上デジタル放送視聴以外のための支援は行いません。



#### **ご注意ください！**

- 簡易なチューナーは、支援実施センターが調達したものを給付します。支援対象世帯で自由に選ぶことはできません。またご自身で購入したチューナー、アンテナなどの清算はできません。
- 簡易なチューナーのリモコンは、ボタンの形や配置を押しやすくしています。また、そのリモコンで、簡易なチューナーとテレビを同時に操作できるようにしています。
- 簡易なチューナーの設置にあたっては、新たにAC100Vの電源が必要となります。

## 4. 給付方法

簡易なチューナーを給付する場合、自室アンテナ等の改修を行う場合は、原則として、支援実施センターの指定する工事業者が貴施設に入所されている支援対象者の世帯を訪問して簡易なチューナーの設置や自室アンテナの改修等を行います。

共同受信施設やケーブルテレビの改修経費等の一部を支援する場合は、支援実施センターが、支援対象世帯が負担する改修経費等の内容が分かる関係書類（請求書又は領収書、工事の实在が確認できる資料、積算内訳）により、その妥当性の審査を行い、その上で、改修経費等に相当する額として判断する経費を支払います。なお、支払いは原則として共同受信施設の設置者やケーブルテレビ事業者に対して行うこととしています。

### ● 簡易なチューナーの給付の場合

- (1) 原則として、支援実施センターの指定する工事業者が、貴施設に入所されている支援対象者の世帯を訪問して、簡易なチューナーの取付けと操作説明を行います。
- (2) 貴施設に入所されている支援対象者の世帯が訪問を希望されないときは、支援実施センターは、貴施設宛に簡易なチューナーをお届けします。この場合、簡易なチューナーの取付けは、支援対象世帯ご自身で行っていただきます。



#### **ご注意ください!**

- 支援は1世帯に1回としています。例えば、支援対象世帯が簡易なチューナーの設置とともに、屋内アンテナの設置を受けた後、ケーブルテレビに移行するための改修工事への支援を希望される場合は、2回目の支援となりますので、ケーブルテレビ移行への支援はできません。

### ● 自室アンテナ等の改修の場合

- (1) 支援実施センターの指定する工事業者が貴施設に訪問し、支援の対象となる自室アンテナ等を改修します。
- (2) 自室アンテナ等の改修後に、簡易なチューナーの取付けと操作説明を行います。



## 4. 給付方法（続き）

### ● 共同受信施設の改修の場合

- (1) 共同受信施設の改修等の経費に対する支援については、原則として、共同受信施設の改修経費・工事内容が分かる関係書類（請求書又は領収書、工事の实在が確認できる資料、積算内訳）が必要となります。
  - 支援の申込みにあたっては、共同受信施設の設置者等の方から関係書類を入手し、支援実施センターに提出していただく必要があります。  
また、支援実施センターから、必要に応じて関係書類について直接照会することを、共同受信施設の設置者等に了解を得ていただく必要があります。
- (2) 支援実施センターは、提出された関係書類を審査のうえ、適当と判断したときは、支援対象世帯が自ら負担しなければならない改修経費に相当する額を、原則として共同受信施設の設置者へ支払います。
- (3) 支援の対象となる共同受信施設の改修等は、平成21年度4月1日以降に着工したものであって、平成21年4月24日以降に改修費等の請求又は支払があったもの（請求書又は領収書の日付が同日以降）に限ります。

### ● ケーブルテレビの改修が必要な場合

- (1) ケーブルテレビの改修の経費に対する支援については、原則として、ケーブルテレビの改修経費・工事内容が分かる関係書類（請求書又は領収書、工事の实在が確認できる資料、積算内訳）が必要となります。
  - 支援の申込みにあたっては、ケーブルテレビ会社から関係書類を入手し、支援実施センターに提出していただく必要があります。  
また、支援実施センターから、必要に応じて関係書類について直接照会することを、ケーブルテレビ会社に了解を得ていただく必要があります。
- (2) 支援実施センターは、提出された関係書類を審査のうえ、適当と判断したときは、支援対象世帯が自ら負担しなければならない改修経費又は加入料等に相当する額を、原則としてケーブルテレビ会社へ支払います。
- (3) 支援の対象となるケーブルテレビの改修等は、平成21年度4月1日以降に着工したものであって、平成21年4月24日以降に改修費等の請求又は支払があったもの（請求書又は領収書の日付が同日以降）に限ります。
- (4) 簡易なチューナーを設置すれば基本的には地上デジタル放送は視聴できます。トランスモジュレーション方式のケーブルテレビの場合であって、セットトップボックス（STB）を接続する必要がある場合に限りセットトップボックスを支援の対象とします。

## 5. 支援の決定までの日数

- 支援の申込みから支援の決定までには、概ね次の期間が必要となります。

申 込 種 別	支援の申込み～支援の決定（ 1）
貴施設において免除事由証明済みの全額免除申請書と支援の申込書を同封して申込んだとき	概ね5～6週間

- 1 : 支援の申込状況（支援の申込が集中した場合等）によっては、支援の決定が大幅に遅れる可能性があります。

## 6. 工事までの日数

- 簡易なチューナーの設置等を行う場合、支援の実施が決定してから工事までには、概ね次の期間が必要となります。

支 援 種 別	必要な期間
簡易なチューナーの送付のみ（支援対象世帯が自ら設置）	概ね2～3週間
簡易なチューナーの設置	概ね2～4週間
簡易なチューナーの設置とアンテナの改修（新設）	概ね2～4週間

- 支援の申込状況（支援の申込が集中した場合等）によっては、工事までの期間が大幅に変更となる可能性があります。
- 共同受信施設やケーブルテレビの改修等が伴うときは、それらの改修等が完了した後に、工事日（訪問日）の調整を行うこととなりますので、改修等完了後、概ね2～4週間の期間が必要となります。

## 7. 社会福祉事業施設長様・職員のみなさまにお願いしたい事項

### 周知～支援の申込みについて

● 平成21年度分の申込受付期間は、平成21年10月1日（木）から平成21年12月28日（月）まで（当日消印有効）としています。

● 貴施設に入所されている支援対象世帯へ情報提供をお願いします。

(1) 平成21年10月1日以降に、支援の申込みに関するパンフレット・支援の申込書等の必要部数を支援実施センターへご連絡ください。支援実施センターから必要部数を送付させていただきます。

総務省 地デジチューナー支援実施センター

TEL 0570-033840 FAX 044-966-8719

上記の番号が利用できないときは 044-969-5425

【受付時間】平日 午前9時～午後9時（土・日・祝日 午前9時～午後6時）

(2) (1)の資料が届きましたら、不足がないか確認をお願いします。資料が不足しているときは、お手数ですが、支援実施センターへご連絡願います。不足分を追加送付させていただきます。

● 支援対象世帯にお渡しいただくA4版封筒には次の書類が封入されています。

- (1) パンフレット : 本支援の内容や手続きの流れ等を説明しています。
- (2) 支援の申込書 : 本支援の申込書（社会福祉事業施設入所者専用）です。
- (3) 全額免除申請書 : NHKの全額免除申請書です。

● 施設長様へ送付させていただくものには、以上の書類の他に次の書類が封入されています。

- (1) 施設管理者記入票 : 本支援を希望する支援対象世帯からの支援の申込書を取りまとめて送付いただくときにご利用いただけます。
- (2) 施設管理者へのアンケート : 支援決定の参考にさせていただくための、テレビの視聴環境に関するアンケートです。施設管理者記入票に添付されています。
- (3) NHKからのお知らせ : 全額免除申請手続きに関するNHKからのお知らせ（「社会福祉事業施設長・職員のみなさまへ」と記された資料）です。
- (4) 全額免除の取りまとめ用紙 : 全額免除申請を行う支援対象世帯が施設に入所していることを証明し、申請を取りまとめていただく際にご記入いただけます。
- (5) 返信用封筒（A4版） : 本支援を希望する支援対象世帯が記入した支援の申込書等をまとめて支援実施センターへ送付するためのものです。

● パンフレットは、外国語版（中国語、ロシア語、英語、ポルトガル語、韓国語、スペイン語版）、目の不自由な方のための点字版も用意しています。また、耳の不自由な方のための音声コード版のチラシも用意しています。

● パンフレット・支援の申込書等の不足が生じたときや外国語版の点字版パンフレット、拡大文字のパンフレットの送付を希望される場合は、支援実施センターへご連絡願います。

(3) 本支援を希望される支援対象世帯へ、本支援の申込みに関するパンフレット・支援の申込書・全額免除申請書を同封したA4版封筒をお渡しいただき、パンフレットや支援の申込書の裏面の記入例を参照して、支援の申込書の太枠内に必要事項を記入するようアドバイスをお願いします。

● 代筆は、原則として親族の方をお願いすることとしています。求められたときは代筆をお願いします。代筆いただく場合は、余白に代筆された方のお名前と続柄を記入していただくこととしています。続柄は「施設長」又は「施設職員」とご記入ください。

## 7. 社会福祉事業施設長様・職員のみなさまにお願いしたい事項（続き）

### 周知～支援の申込みについて（続き）

- 本支援の内容や支援の申込書等の記入について質問を受けたときは、パンフレットや本マニュアル等を参考に分かる範囲でご回答願います。ご不明な点に関しましては支援実施センターへご連絡願います。
  - 本支援を受けるためにはNHKの放送受信料が全額免除となっている必要があります。入所者の方の免除事由（当該支援対象世帯が入所していること）の証明をお願いします。
    - 全額免除申請については、市町村等で免除事由の証明をしていますが、社会福祉事業施設入所者の方に対する免除事由については、施設長様により証明していただくこともできます。  
NHKでは、平成21年10月1日から、入所していることを施設長様に証明していただく場合も免除を適用するよう取り扱いを変更しました。
    - 支援の申込みに当たり、本支援の申込書と併せて全額免除申請書を施設長様に取りまとめていただき、申し込んでいただくようお願いします。  
なお、既に全額免除を受けていることが明らかな場合には、全額免除申請書を省略いただいても結構です。全額免除となっているか不明の場合は、本支援の申込書に全額免除申請書を添付して申し込むようお願いします（NHKにて全額免除の確認を行います）。  
ご不明な点はNHK視聴者コールセンターまでお問い合わせください。
    - なお、市町村等で免除事由の証明を受けた場合など、施設長様のとりまとめを経ずに、入所者の方がNHKに全額免除申請を直接行ったのち、NHKから送付される全額免除証明書を支援の申込書（支援実施センターから別の申込書を取り寄せる必要があります）に添付して申込むことも可能です。
- 【P14 NHKの放送受信料全額免除申請について 参照】
- 本支援を希望される支援対象世帯から、支援の申込書と全額免除申請書を回収していただきますようお願いします。
  - 記入例を参照のうえ、施設管理者記入票と施設管理者へのアンケートの太枠内に必要事項をご記入願います。また、全額免除の取りまとめ用紙にもご記入願います。
  - 共同受信施設やケーブルテレビの改修等の経費の一部（支援対象世帯の負担分）に対する支援の希望があるときは、共同受信設備の設置者やケーブルテレビ会社から、共同受信設備の改修経費・工事の内容が分かる関係書類（請求書又は領収書、工事の实在が確認できる資料、積算内訳）を入手いただきますようお願いします。また、支援実施センターから関係書類について直接照会があることを予め共同受信設備の設置者やケーブルテレビ会社に了解を得ていただきますようお願いします。
  - 支援の対象となる共同受信施設やケーブルテレビの改修等は、平成21年度4月1日以降に着工したものであって、平成21年4月24日以降に改修費等の請求又は支払があったもの（請求書又は領収書の日付が同日以降）に限ります。

## 7. 社会福祉事業施設長様・職員のみなさまにお願いしたい事項（続き）

### 周知～支援の申込みについて（続き）

- 本支援を希望される支援対象世帯から回収いただいた申込書と全額免除申請書、施設管理者記入票、施設管理者へのアンケート及び全額免除の取りまとめ用紙を返信用封筒（A4版）に同封して、支援実施センターへ送付していただきますようお願いします。
- 共同受信施設やケーブルテレビの改修経費等の一部に対する支援を希望される場合は、共同受信設備の設置者等又はケーブルテレビ会社から入手した関係書類も返信用封筒（A4版）へ同封して送付願います。
- とりまとめた支援の申込書や免除事由証明済みの全額免除申請書等を返信用封筒に封入する前に、返信用封筒の裏面のチェック表を利用して、必要な書類が揃っていることを確認いただきますようお願いします。

### 支援の決定について

- 支援実施センターにおいて、支援の申込書を受付後に審査を行い、その結果を施設長様へお知らせしますので、その審査結果を本支援を希望された各支援対象世帯へお知らせいただきますようお願いします。

【P17 支援対象審査について 参照】

## 7. 社会福祉事業施設長様・職員のみなさまにお願いしたい事項（続き）

### 工事内容確認・工事日決定について

- 支援実施センターは、支援の申込のときの施設管理者記入表のアンケート結果を元に、施設長様又は職員様と現在のテレビの視聴環境を確認し、工事の内容を確認させていただきます。
- 支援実施センターは、施設長様又は職員様と工事の内容を確認後、工事に訪問する日を調整のうえ決定させていただきます。

【P 1 8 工事内容確認・工事日決定について 参照】

### 工事について

- 支援実施センターが指定する工事業者が貴施設を訪問し、支援対象世帯のテレビの視聴環境を確認後、支援の内容を確定し、確定した内容の工事を行います。
- 工事完了後に、各世帯毎に工事完了届等の必要書類に記名等をお願いします。

【P 1 9 工事について 参照】

## 〈参考〉各プロセスにおける留意点

### 1) 周知広報について

- 自治体をはじめ、各機関に、支援対象世帯への情報提供の協力をお願いしています。

機関等	情報提供
支援実施センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンターによる問合せ対応、問合せに応じたパンフレット・支援の申込書等の送付</li> <li>・専用ホームページを活用した情報提供 ダウンロード用のチラシ・パンフレット等の掲載 外国語版のパンフレットも用意済</li> </ul>
NHK	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビを利用した情報提供</li> <li>・チラシ・パンフレット・支援の申込書等の設置</li> </ul>
社会福祉事業施設様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自施設内の入所者への情報提供</li> </ul>
自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知ポスターの掲示</li> <li>・チラシ・パンフレット・支援の申込書等の設置</li> <li>・ケースワーカーによるパンフレット・支援の申込書等の手交</li> <li>・広報誌への掲載</li> <li>・イベント等における情報提供</li> </ul>
障がい者団体 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌への掲載</li> <li>・イベント等における情報提供</li> </ul>
デジサポ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等における情報提供</li> </ul>
総務省総通局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知ポスターの掲示</li> <li>・チラシ・パンフレット・支援の申込書等の設置</li> <li>・イベント等における情報提供</li> </ul>

### 2) 支援の申込書等の入手について

- 本支援の申込みに関するパンフレット・支援の申込書等の必要部数を支援実施センターへご連絡いただければ、支援実施センターから必要部数を送付させていただきます。

総務省 地デジチューナー支援実施センター

ダイヤル 0570-033840 FAX 044-966-8719

上記の番号が利用できないときは 044-969-5425

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時（土・日・祝日 午前9時～午後6時）



## 〈参考〉各プロセスにおける留意点（続き）

### 3) NHKの放送受信料全額免除申請について

- 本支援を受けるためにはNHKの放送受信料が全額免除となっている必要があります。社会福祉事業施設に入所されていて、自らテレビを持ち込んでいる世帯は、全額免除申請の手続きを行っていただければ、全額免除が適用されます。

- 全額免除申請については、市町村等で免除事由の証明をしていますが、社会福祉事業施設入所者の方に対する免除事由については、施設長様により証明していただくこともできます。NHKでは、平成21年10月1日から、入所していることを施設長様に証明していただけた場合も免除を適用するよう取り扱いを変更しました。

- 入所者の方の全額免除申請書の取りまとめをお願いいたします。

- 全額免除申請書は、支援対象世帯用の支援内容を示したパンフレット・支援の申込書等と併せて送付させていただきます。
- 支援の申込みに当たり、支援の申込書と併せて全額免除申請書を施設長様に取りまとめていただき、申し込んでいただくようお願いします。なお、既に全額免除を受けていることが明らかな場合には、全額免除申請書を省略いただいても結構です。全額免除となっているか不明の場合は、支援の申込書に全額免除申請書を添付して申し込むようお願いします（NHKにて全額免除の確認を行います）。ご不明な点はNHK視聴者コールセンターまでお問い合わせください。

- 全額免除申請書は代筆いただいても結構です。代筆いただいた場合は、全額免除申請書の余白に代筆いただいた方のお名前と続柄をご記入願います。続柄は、「施設長」又は「施設職員」とご記入願います。

- 入所者の方の免除事由（当該支援対象世帯が入所していること）の証明をお願いします。

- 全額免除申請を行う支援対象世帯が施設に入所していることを一括して証明いただくため、全額免除の取りまとめ用紙を、施設管理者記入票、施設管理者へのアンケート等と併せて施設長様あてに送付させていただきます。
- なお、市町村等で免除事由の証明を受けた場合など、施設長様のとりまとめを経ずに、入所者の方がNHKに全額免除申請を直接行ったのち、NHKから送付される全額免除証明書を支援の申込書（支援実施センターから別の申込書を取り寄せる必要があります）に添付して申込むことも可能です。
- 全額免除証明書は受理通知書を兼ねるものです。

- 全額免除について不明な点は、NHK視聴者コールセンターへお問合せください。

NHK 視聴者コールセンター

電話番号 0570-000588 FAX 044-888-4340

上記の番号が利用できないときは 044-871-8441

【受付時間】平日 午前9時～午後9時（土・日・祝日 午前9時～午後6時）



## 〈参考〉各プロセスにおける留意点（続き）

### 4) 支援の申込について

- 支援の申込書を記入する前に、パンフレットや支援申込案内で支援の内容を確認していただき、支援の申込書の記入に当たっては、支援の申込書の記入例を参照していただくようアドバイスをお願いします。



#### ご注意ください！

- 支援は1世帯に1回としています。例えば、支援対象世帯が簡易なチューナーの設置とともに、屋内アンテナの設置を受けた後、ケーブルテレビに移行するための改修工事への支援を希望される場合は、2回目の支援となりますので、ケーブルテレビ移行への支援はできません。
- 代筆は原則として親族の方をお願いすることとしています。求められたときは代筆をお願いします。この場合、余白に代筆された方のお名前と続柄を記入していただくこととしています。続柄は「施設長」又は「施設職員」と記入いただきますようお願いいたします。
- 訂正するときは、訂正する箇所を二重線で消してその箇所に訂正印を押印するようアドバイスしていただきますようお願いいたします。
- 個人情報の取扱いに関する同意書は、支援の申込書に記入いただいた支援対象世帯の個人情報やNHKが保有する支援対象世帯の個人情報を本支援の実施に当たり関係者へ提供することを予め了承いただくものであることをご説明いただきますようお願いいたします。
- 同意書は、次の事項について誓約いただくものであることをご説明いただきますようお願いいたします。
  - (1) 支援を受ける時点で地上デジタル放送が視聴できる環境にないこと  
平成21年4月以降に共同受信施設やケーブルテレビの改修工事を行った結果、地上デジタル放送を視聴できている場合を除きます。
  - (2) 設置後5年間は簡易なチューナー等の譲渡や処分等をしないこと
    - ① 支援を受けた方が亡くなられ、遺産相続される方がいなかったり、引き継いだ方が処分を強く希望される場合は、支援実施センターへ送り返してください。送付先等については、支援実施センターへお問合せください。
    - ② 入所の方が退所される際に不要となり貴施設へ譲渡される場合は譲渡することができますが、5年間の処分制限は継続しますのでご注意ください。
  - (3) 支援を受けるにあたり不正行為が発覚したときは、賠償等の責任を負うこと
- 施設管理者へのアンケートは、各支援対象世帯の現在のテレビの視聴環境をうかがい、支援の決定の際の参考にさせていただきます。

〈参考〉各プロセスにおける留意点（続き）

4) 支援の申込について（続き）

- 本支援を希望されNHKの全額免除を受けていない支援対象世帯に対しては、全額免除申請書に必要事項を記入いただいたうえで、免除事由証明をしていただけますようお願いいたします。
- 支援の申込書・施設管理者記入票等の記入方法や送付等についてご不明な点がございましたら、支援実施センターまでお問合せ願います。

総務省 地デジチューナー支援実施センター

デジタル 0570-033840 FAX 044-966-8719

上記の番号が利用できないときは 044-969-5425

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時（土・日・祝日 午前9時～午後6時）

## 〈参考〉各プロセスにおける留意点（続き）

### 5) NHKの放送受信料全額免除の確認について

- 支援実施センターは、支援の申込書を到着日順に受付ます。
- 支援実施センターは、受付けた支援の申込書上に記入された「お名前」の方が、放送受信料全額免除に該当するか否かをNHKに照会します。
- NHKは、NHKが保有する情報により照合し、その結果を支援実施センターへ連絡します。

### 6) 支援対象審査について

- 支援実施センターは、NHKからの照会結果も含め、支援の申込内容について審査します。
- 支援実施センターは、審査結果を施設長様へお知らせします。
- 支援実施センターからの審査結果を、本支援を希望した支援対象者へお知らせいただきますようお願いいたします。
- 支援の申込みが平成21年度の予算額を超えるときは、平成21年度内に支援できないことがあります。

## 〈参考〉各プロセスにおける留意点（続き）

### 7) 工事内容確認・工事日決定について

● 支援実施センターは、支援の申込のときの施設管理者記入表のアンケート結果を元に、施設長様又は職員様と現在のテレビの視聴環境を確認し、工事の内容を確認させていただきます。

(1) 簡易なチューナーの設置の場合

支援対象世帯を訪問し簡易なチューナーを1台設置します。

(2) 自室アンテナ等の改修が必要な場合

①簡易なチューナーの設置のみで地上デジタル放送が視聴できないときは、支援対象世帯を訪問し、自室に自ら設置するアンテナ（ベランダ設置の屋外アンテナ、屋内アンテナ等）を改修します。その後、簡易なチューナーの設置等を行います。

②共同受信施設やケーブルテレビの一時的な改修費に相当する額を給付される世帯は、その改修が完了した後に、簡易なチューナーの設置等を行います。

(3) 屋内アンテナを利用した視聴からケーブルテレビへの移行など、現在の受信方法（自室アンテナ利用、共同受信施設利用、ケーブルテレビ利用）と異なる受信方法に変更する明確かつ合理的な理由があるときに限り、支援対象世帯が選択した受信方法に則した一時的な経費負担分の給付（新設工事の経費、新規加入料等）を行います。

(4) 支援対象世帯が、訪問・工事を希望しないときは、簡易なチューナーを貴施設にお届けします。簡易なチューナーの設置は、当該世帯に自ら行っていただきます。

● 支援実施センターは、施設長様又は職員様と工事の内容を確認後、工事に訪問する日を調整のうえ決定させていただきます。

➡ 工事に訪問する時間は、原則として午前9時から午後5時までとしています。

➡ 工事に訪問する時間帯にご希望があるときは、午前又は午後の単位でご希望をうかがうことができます。ただし、交通事情等やむを得ない事情によりご希望された時間帯に訪問できないことがあります。

➡ 原則として平日に工事に訪問しますが、ご希望があれば土日祝日に訪問することもできます。ただし、土休日を希望される方が多いときは、ご希望の土休日以降の日を訪問する日にせざるを得ないおそれがあります。

➡ 複数回訪問させていただくことは、施設長様又は職員様におかれましても煩わしいことと思われるので、工事のために訪問する日は、貴施設様の全ての支援対象世帯で同じ日としていただければ幸いです。




ただし、工事の内容が異なる世帯があるときは、工事の内容毎に訪問する日を同じ日としていただければ幸いです。

➡ 工事に要する時間は概ね次のとおりです。ただし、視聴環境等により次の時間を越えることがあります。


支援の内容	時間（概算）
簡易チューナーの設置のみ	概ね 60分
簡易チューナーの設置とアンテナの改修等	概ね180分

## 〈参考〉各プロセスにおける留意点（続き）

### 7) 工事内容確認・工事日決定について（続き）

-  やむをえない事情により支援工事の予定日を変更したいときは、早めに支援実施センターへご連絡ください。
-  工事に訪問する前日に翌日訪問する旨をご連絡させていただきます。
-  工事の際は、支援対象世帯の方又は施設の方の立会いが必要です。

### 8) 工事について



-  支援実施センターが指定する工事業者が支援対象世帯を訪問し、支援対象世帯のテレビの視聴環境を確認後、支援の内容を確定し、確定した内容の工事を行います。

#### (1) 簡易なチューナーの設置の場合

簡易なチューナーを設置し、地上デジタル放送が視聴できることを支援対象世帯と共に確認します。視聴できることを確認後、リモコンの操作方法等を説明します。

#### (2) 自室アンテナ等の改修が必要な場合

- ①簡易なチューナーの設置のみで地上デジタル放送が視聴できないときは、自室に自ら設置するアンテナ（ベランダ設置の屋外アンテナ、屋内アンテナ等）を改修します。
- ②自室アンテナ、共同受信施設、ケーブルテレビ等の改修後に、簡易なチューナーの取付けとリモコン等の操作方法等の説明を行います。


-  工事の際は、支援対象世帯の方又は施設の方の立会いが必要です。
-  支援実施センターが指定する工事業者が訪問します。工事者に不信な点があるときは、支援実施センターへお問合せください。

総務省 地デジチューナー支援実施センター

ナビダイヤル 0570-033840 FAX 044-966-8719

上記の番号が利用できないときは 044-969-5425

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時（土・日・祝日 午前9時～午後6時）

-  工事完了後に、支援対象世帯毎に工事完了届等の必要書類に記名等をお願いします。

## 本支援に関する問合せ先

### ● 支援策全体に関する問合せ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター

ナビダイヤル : 0570-033840

FAX : 044-966-8719

☆IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は

044-969-5425

【平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後6時】

### ● NHKとの放送受信契約や放送受信料免除に関する問合せ先

NHK視聴者コールセンター

ナビダイヤル : 0570-000588

FAX : 044-888-4340

☆IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は

044-871-8441

【平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後6時】